

しとく 知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当 ☎03-5246-1144

2022年4月から、成年年齢が18歳になりました。



これにより18歳から

- ・契約を一人で結ぶことができるようになります。
- ・成人として扱われるため、契約を簡単に取り消すことができなくなります。

中学生のみなさんは18歳になると成年になります。成年になると未成年のときと何が変わるのでしょうか？

18歳(成年)で、できるようになったことは何？

18歳(成年)でできること 	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと) 
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約  ・ローンを組む ・クレジットカードを作る  ・1人暮らしの部屋を借りる ◆10年間有効のパスポートを取得する ◆結婚(男女とも18歳に) など 	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒する  ◆喫煙する  ◆競馬、競輪などの投票券 (馬券など) を買う  ◆大型・中型自動車運転免許の取得 ◆国民年金保険料の納付義務 など

親の同意がなくても契約できる = 自分の契約に責任を持つということです

一度「契約」が成立すると、事業者と消費者ともに契約を守る権利と義務が発生します。そのため、事業者、消費者のどちらか一方の都合で勝手に契約を取り消すことができません。



成年に達したばかり(18歳・19歳)の若者がねらわれます！！



成年になりたての若者は、まだ契約に不慣れで、「知識」「経験」「判断力」が不足しています。また、契約の取り消しができなくなるため悪質業者から狙われる可能性があります。成年になって騙されないために、中学生から消費者力をアップさせていきましょう！

動画で学ぼう！

YouTube 台東区公式チャンネル くらしに役立つ講座
「18歳から大人 ～成年年齢が変わります～」公開中！
<https://youtu.be/pINVICK8sJ0>



挑戦しよう！

★だまされる心理とタイプ★

自分のタイプを知って、だまされない消費者になるための対策を知ろう。
あなたはどのタイプかな。あてはまる番号に○をつけてみよう。

①詐欺にあうようなタイプではない。	②困ったとき、誰かに相談するのは苦手だ。	③後先を考えないで買い物することがある。
④不安なことやいらだつことがあるときには、手っ取り早く解決したいと思う。	⑤欲しいものができるとき、その気持ちを抑えるのが苦手だ。	⑥買い物は、そのときの気分で選ぶことが多い。
⑦他人には嫌われないように行動する方だ。	⑧相手に強く主張されるとそのとおりにすることが多い。	⑨見栄を張ってしまうことが多い。
⑩周囲の意見が一致しているときは、それに合わせるようにしている。	⑪大勢の中で意見を言うのは苦手だ。	⑫気づかないうちに、その場の雰囲気に合わせて行動することが多い。
⑬人の話をうのみにする方だ。	⑭テレビで有名人が言ったことを、信用する方だ。	⑮人柄や人格は見かけににじみ出るものだと思う。

★心理とタイプの結果★

○が多いほどトラブルにあう危険度が高い傾向にあります。複数のタイプに○がついた人は、特に危険です。

①②③に○をつけた人は 「詐欺にあう危機感が低い」タイプ

私たちの身の回りには多くの消費者トラブルがひそんでいます。「私は大丈夫」と自分の能力を信頼しすぎず、だまされる危機に備えましょう。

④⑤⑥に○をつけた人は 「感情の揺さぶりに弱い」タイプ

「あなただけ」といった好意的な言葉や、おどかさような言葉をかけられると冷静な判断ができなくなってしまいます。感情の揺さぶりに耐える力をきたえましょう。

⑦⑧⑨に○をつけた人は 「自己主張するのが苦手」なタイプ

あいまいな返答や弱気な態度をとることで、悪質業者の勢いに飲み込まれやすくなってしまいます。きっちりモノがいえる会話力をつけましょう。

⑩⑪⑫に○をつけた人は 「集団の影響を受けやすい」タイプ

他の全員が賛成していると自分だけ反対しにくい、仲間はずれにされたくないという心理につけこまれてだまされる危険性があります。周りに流されない力をつけましょう。

⑬⑭⑮に○をつけた人は 「肩書や権威に従いやすい」タイプ

「専門家」「警察」などの肩書や外見にまどわされず、内容を厳しくチェックする習慣をつけましょう。

出典 消費者庁中学生向け消費者教育教材
「消費者センスを身につけよう」

危険

怪しいもうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)に注意！

事例1

「簡単な文章を送信するだけで、月に100万円以上稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材を9,000円で購入した。するとサポートプランを勧誘され、合計30万円を銀行口座に振り込んだが全くもうからなかった。

事例2

マッチングアプリで知り合った人から、暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

ひとこと アドバイス

- * 身近な友人や先輩、SNS等で知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。これらは、自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ることもあるため、注意が必要です。
- * 「お金がない」と言って断ると、借金を勧められる場合があります。借金をしてまで契約しないでください。断るときには「契約しない」とはっきり断りましょう。

重要!

消費者トラブルの最新の情報をお届け！

LINE 公式アカウント「消費者庁若者ナビ」に登録しましょう！



消費者庁
消費ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

LINE友だち登録はこちらから！



台東区消費生活センター

相談電話 03-5246-1133
月～金曜日 9～16時(祝日、年末年始除く)